

【 医療保険 訪問看護療養費 】

| 訪問看護基本療養費(Ⅰ) (一般在宅利用者)                       |           |                          |                         |
|--|-----------|--------------------------|-------------------------|
| イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士等                         | 週3日まで     | 5,550円/日                 | 週4日目以降(対象条件あり) 6,550円/日 |
| ロ 准看護師                                       | 週3日まで     | 5,050円/日                 | 週4日目以降(対象条件あり) 6,050円/日 |
| ハ 緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師                         |           | (同一日に共同して訪問看護)           | 12,850円(1人月1回を限度)       |
| 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)                       |           |                          |                         |
| イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士等                         | (同一日2人)   | 週3日まで 5,500円/日           | 週4日目以降(対象条件あり) 6,550円/日 |
|  | (同一日3人以上) | 週3日まで 2,780円/日           | 週4日目以降(対象条件あり) 3,280円/日 |
| ロ 准看護師                                       | (同一日2人)   | 週3日まで 5,050円/日           | 週4日目以降(対象条件あり) 6,050円/日 |
|  | (同一日3人以上) | 週3日まで 2,530円/日           | 週4日目以降(対象条件あり) 3,030円/日 |
| ハ 緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師                         |           | (同一日に共同して訪問看護)管理療養費の算定なし | 12,850円(1人月1回を限度)       |
| 訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊中)                           |           |                          |                         |
| 入院中に外泊 (疾病要件・特別管理を必要とする者)(同一日に管理療養費・その他加算なし) |           |                          | 8,500円                  |

| 精神訪問看護基本療養費(Ⅰ) (一般在宅利用者)       |  |                |  |
|--------------------------------|--|----------------|--|
| イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士等           | (30分以上)  | 週3日まで 5,550円/日 | 週4日目以降(対象条件あり) 6,550円/日                |
|                                | (30分未満)  | 週3日まで 4,250円/日 | 週4日目以降(対象条件あり) 5,100円/日                |
| ロ 准看護師                         | (30分以上)  | 週3日まで 5,050円/日 | 週4日目以降(対象条件あり) 6,050円/日                |
|                                | (30分未満)  | 週3日まで 3,870円/日 | 週4日目以降(対象条件あり) 4,720円/日                |
| 複数名精神科訪問看護加算                   | イ. 指定訪問看護を行う看護師が保健師、看護師又は作業療法士と同時に訪問した場合   |                | 4,500円/1回 9,000円/2回 14,500円/3回         |
|                                | ロ. 指定訪問看護を行う看護師が准看護師と同時に訪問した場合   |                | 3,800円/1回 7,600円/2回 12,400円/3回         |
|                                | ハ. 指定訪問看護を行う看護師が看護補助又は精神福祉士と同時に訪問した場合  |                | 3,000円/日/1週間                           |
| 精神科複数回訪問加算                     | ・訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師、作業療法士が主治医(精神科在宅患者支援管理料算定1(ハを除く)又は)2の指示に基づき訪問看護を実施<br>イ. 厚生労働大臣が定め集中的支援が必要<br>ロ. 厚生労働大臣が定める患者                                |                | 1日に2回 4,500円/日<br>1日に3回以上 8,000円/日     |
|                                | ・精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者に対し在宅療養を担う医療機関と連携して支援計画に基づき、定期的な訪問看護を行った場合<br>イ. 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を提供<br>ロ. 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を提供 |                | イ. 8,400円/回<br>ロ. 5,800円/回<br>* 月1回を限度 |
| 精神訪問看護基本療養費(Ⅲ) (1日につき 同一建物居住者) |  |                |  |
| イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士等           | (同一日2人)  | (30分以上)        | 週3日まで 5,500円/日 週4日目以降(対象条件あり) 6,550円/日 |
|                                |  | (30分未満)        | 週3日まで 4,250円/日 週4日目以降(対象条件あり) 5,100円/日 |
|                                | (同一日3人以上)  | (30分以上)        | 週3日まで 2,780円/日 週4日目以降(対象条件あり) 3,280円/日 |
|                                |  | (30分未満)        | 週3日まで 2,130円/日 週4日目以降(対象条件あり) 2,550円/日 |
| ロ 准看護師                         | (同一日2人)  | (30分以上)        | 週3日まで 5,050円/日 週4日目以降(対象条件あり) 6,050円/日 |
|                                |  | (30分未満)        | 週3日まで 3,870円/日 週4日目以降(対象条件あり) 4,720円/日 |
|                                | (同一日3人以上)  | (30分以上)        | 週3日まで 2,530円/日 週4日目以降(対象条件あり) 3,030円/日 |
|                                |  | (30分未満)        | 週3日まで 1,940円/日 週4日目以降(対象条件あり) 2,360円/日 |
| 精神訪問看護基本療養費(Ⅳ) (外泊中)           |  |                |  |
| 入院中に外泊 (同一日に管理療養費・その他加算なし)     |  |                | 8,500円/日                               |

| 訪問看護管理療養費   |  |                                     |
|---|--|-------------------------------------|
| イ 月の初日の訪問看護   | 7,440円/月                                     |                                     |
| ロ 月の2日目以降の訪問看護                                      | 3,000円/日                                     |                                     |
| 訪問看護療養費(Ⅰ)または(Ⅱ)の加算                                 |  |                                     |
| ○ 複数名訪問看護加算<br>・厚生労働大臣が定める疾患<br>・特別指示書・特別管理加算・暴力行為等 | 看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士                        | 4,500円(週1回)                         |
|   | 准看護師   | 3,800円(週1回)                         |
|   | その他職員(看護師等又は看護補助者)<br>1日のうち回数により算定可能(算定要件あり) | 3,000円/1回、6,000円/2回、10,000円/3回(週3回) |
| 訪問看護基本療養費の加算  |  |                                     |
| 夜間・早朝訪問看護加算 (18:00~22:00)・(6:00~8:00) ……            | 2,100円                                       |                                     |
| 深夜訪問看護加算 (22:00~6:00) ……                            | 4,200円                                       |                                     |

その他 加算は裏面に続く

【 医療保険 訪問看護療養費 】

| 訪問看護管理療養費の加算(厚生労働大臣が定めた疾患及びその状態にある利用者、医師が必要と認めた利用者)  |   |                            |
|--|---|----------------------------|
| ○ 24時間対応体制加算   | 24時間常時対応できる体制   | 6,400円 (1月につき)             |
| ○ 退院時共同指導加算<br>特別管理指導加算  | 退院、退所に当たり在宅での療養上の必要な指導を行い文書提供した場合   | 8,000円 1回/癌末期等2回           |
|  | 特別な管理が必要な者に退院時共同指導を行った場合  | 2,000円                     |
| ○ 退院支援指導加算   | 退院日当日の訪問看護が必要と認められた場合   | 6,000円                     |
|  | 退院日当日の訪問看護が必要と認められ長時間訪問となった場合   | 8,400円                     |
| ○ 緊急訪問看護加算   | 診療所及び病院の医師の指示に基づき、緊急に訪問した場合   | 2,650円                     |
| ○ 難病等複数回訪問加算   | 1日に2回   | 4,500円                     |
|  | 1日に3回以上   | 8,000円                     |
| ○ 長時間訪問看護加算<br>1回の訪問が90分を超える   | イ. 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者   | 5,200円 (1週間に1回)            |
|  | ロ. 15歳未満の超重症児又は準重症児   | 5,200円 (1週間に3回)            |
|  | ハ. 15歳未満の小児であって、特掲診療料施設基準別表第八に掲げる者  | 5,200円 (1週間に3回)            |
| ○ 在宅患者連携指導加算   | 通院困難な在宅療養者の了解を得て、医療機関職種間と連携し指導  | 3,000円 (月に1回)              |
| ○ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算  | 医師の求めにより通院困難な在宅患者への緊急カンファレンスを実施した場合   | 2,000円 (月2回)               |
| ○ 乳幼児加算  | 6歳未満の乳幼児  | 1,500円                     |
| ○ 特別管理加算   | 一   | 5,000円 (1月につき)             |
|  | 二・三・四・五   | 2,500円 (1月につき)             |
| <p>基準告示第2の5に規定する状態等にあつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを用いている状態にある利用者</li> <li>二 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理若しくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者</li> <li>三 人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態にある利用者</li> <li>四 真皮を超える褥瘡の状態にある者 ①NPUAP分類Ⅲ度・Ⅳ度、②DESIGN分類でD3、D4、5D</li> <li>五 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者</li> </ul> |   |                            |
| ○ 訪問看護ターミナルケア療養費1  | 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを実施  | 25,000円 (1回)/10,000円 (特養等) |
| ○ 訪問看護情報提供療養費  | 訪問看護情報提供療養費1 (市町村、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の求めに応じ提供:別表7・8該当者、精神障害を有する者、18歳未満の児童) | 1,500円 (1月)                |
|  | 訪問看護情報提供療養費2 (学校の求めに応じ提供:超・準超重症児、別表7.8該当者で18歳未満の児童)                             |                            |
|  | 訪問看護情報提供療養費3 (保健医療機関に入院又は入所時、診療状況に添えて紹介を行うにあたり提供)                               |                            |
| ● 基本利用料<br>☆健康保険証に提示してある自己負担割合で算定<br>・原爆の方、自立支援法にかかる方、特定疾患、更生医療、乳幼児医療等は公費負担対応あり  | ○ 訪問看護指示書料(病院から請求)  | 3,000円 (1枚)                |
|  | ○ 衛生材料等提供加算(病院から請求)   | 800円 (月1回)                 |
|  | ○ 訪問看護特別指示書料(病院から請求)  | 1,000円 (1枚)                |
|  | ○ 訪問看護点滴指示書料(病院から請求)  | 1,000円 (1枚)                |

※その他、利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです

|   |                            |               |
|---|----------------------------|---------------|
| ● 交通費<br>・平日(午前9時～午後5時) ..... 1回 250円<br>・平日(午後5時30分～翌日午前8時30分) } 1回 1,000円<br>土日曜・祝祭日・年末年始 | 定期訪問等以外の利用料金               |               |
|   | ● 土、日曜日・祝祭日・年末年始看護サービス料 1回 | 4,000円        |
| (注) 交通費は事業者のサービス地域を越えた時点より、<br>路程1キロメートル当たり25円を実費として徴収します。                                  | ● 衛生材料等                    | ..... 実費      |
|   | ● 死後の処置料                   | ..... 10,000円 |
|   | ● 訪問が医療保険で算定できない場合         | 1回 8,500円     |

※医療費控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。